

○大隅肝属広域事務組合職員貸与品貸与規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第14号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員貸与品貸与規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大隅肝属広域事務組合職員（以下「職員」という。）に対する被服その他の物品（以下「貸与品」という。）の貸与は、この規則の定めるところによる。

（被貸与者の範囲及び貸与期間等）

第2条 貸与を受ける職員（以下「被貸与者」という。）の範囲並びに貸与品の種類、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 貸与期間は、貸与の日から起算する。ただし、貸与期間中の貸与品で後任者が引き続き貸与を受けるときは、その残存期間とする。

3 貸与品の使用状況により特に必要と認めるときは、その貸与期間を伸縮することができる。

（貸与時期等）

第3条 貸与品は、職員が被貸与者の職に就いたとき、又は既に貸与した貸与品の貸与期間が満了したとき並びに第5条第2項の規定により現金をもって弁償したとき貸与する。

（貸与品の保管、管理等）

第4条 被貸与者は、貸与品を周到な注意をもって着用し、又は保管しなければならない。

2 総務介護課長は、貸与品貸与簿（別記第1号様式）を備え、貸与品の状況を明らかにしておかなければならない。

3 貸与期間中の貸与品の補修に要する経費は、被貸与者の負担とする。

（事故の報告並びに弁償）

第5条 貸与品を亡失又はき損したとき（以下「貸与品の事故」という。）は、速やかにその状況を貸与品事故報告書（別記第2号様式）により総務介護課長に報告しなければならない。

2 前項の貸与品の事故が被貸与者の怠慢又は不注意によるときは、代品又は実費を弁償しなければならない。

（退職、死亡等の場合の返納）

第6条 被貸与者が貸与期間中退職、死亡又は配置換え等により貸与を受ける資格を失ったときは、貸与品を返納しなければならない。ただし、管理者が特に返納することを要しないと認めたときは、この限りでない。

（貸与品の払下げ）

第7条 貸与期間を経過した貸与品は、被貸与者に払い下げることができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

被貸与者の範囲	貸与品の種類	数量	貸与期間	備考
環境衛生課職員	作業服上下（夏用）	1	1年	
	作業服上下（冬用）	1	2年	
	雨衣	1	3年	
	ゴム長靴	1	3年	
	編み上げ靴又は安全靴	1	3年	
	ヘルメット	1	3年	
管理者が特に必要と認める者	作業服上下（夏用）	1	1年	
	作業服上下（冬用）	1	2年	
	雨衣	1	3年	
	ゴム長靴	1	3年	
	編み上げ靴又は安全靴	1	3年	
	ヘルメット	1	3年	

第 2 号様式（第 5 条関係）

貸 与 品 事 故 報 告 書

年 月 日

様

所 属
職氏名

印

貸与品を 亡失 したので、次のとおり報告します。
き損

日	時	年	月	日	午	前	時	分
場 所								
貸 与 品	種 類							
	数 量							
理 由								